

Ⅲ. 各項目における対策

(1) 実施体制

(1)-1 未発生期

【取組概要】

- 市行動計画の作成、見直し
- 国・県等との情報交換、連携体制確認及び訓練実施

1) 市行動計画の作成

本市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

2) 国・県等との連携強化

本市は、国、県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換を行い、連携体制の確認、訓練を実施する。

(1)-2 海外発生期

【取組概要】

- 情報の集約・共有・分析の実施
- 関係者会議開催

1) 本市の体制強化

本市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて関係者による会議を開催する。

(1)-3 国内発生早期

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

1) 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

2) 本市の体制強化

本市は、国が決定する基本的処理方針及び県が決定する対処方針に基づき、必要に応じて市対策本部会議を開催し、市内における対処方針を決定する。

(1)-4 国内感染期

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

1) 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

2) 本市の体制強化

本市は、国の基本的処理方針及び県の対処方針に変更があった場合、必要に応じて市対策本部会議を開催し、市内における対処方針を変更する。

(1)-5 小康期

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

1) 市対策本部の廃止

本市は、緊急事態解除宣言がなされた場合は、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス

(2)-1 未発生期

【取組概要】

- 国内外の情報把握
- 個別症例の症状等の情報収集、情報分析体制の整備
- 平時のサーベイランスへの協力

1) 情報収集

- ① 保健所は、国が収集する新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を速やかに把握する。
- ② 保健所は、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。

2) 平時のサーベイランスへの協力

平時から、保健所は、報告機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。

① 患者発生サーベイランス

保健所は、季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関（11カ所）における感染症発生動向調査による患者発生の動向を把握し、県に報告する。

② ウイルスサーベイランス

ウイルスの亜型を調査するため、保健所は、病原体定点医療機関（3カ所）において採取した検体を環境保健研究センターに搬送する。

③ 入院サーベイランス

保健所は、基幹定点医療機関（1カ所）におけるインフルエンザによる入院者数や医療対応を把握し、県に報告する。

(2)-2 海外発生期

【取組概要】

- 患者の全数把握、積極的疫学調査の実施

1) 発生時の情報収集

- ① 患者全数把握

- ・ 届出基準（症例定義）が決定された後、保健所は全ての医療機関から、届出基準に合致する患者（疑似症患者及び確定患者）の報告を直ちに受ける。
 - ・ なお、疑似症患者についても、原則として確定患者と同様の時期まで届出を求めることとするが、市内での患者が増加した段階では、保健所の判断により中止できる。
- ② 積極的疫学調査
- ・ 調査は保健所が地域の実情に応じて実施し、必要な場合には厚生労働省（国立感染症研究所を含む。）に支援を依頼する。
 - ・ また、厚生労働省は、全国の患者から一律に収集すべき情報について示すとともに、保健所は、調査結果を厚生労働省に報告する。

(2)-3 国内発生早期

【取組概要】

- 患者の全数把握、積極的疫学調査
- 死亡・重症者の情報収集

1) 発生時のサーベイランスへの協力

① 患者全数把握

全国での患者数が数百人程度に達した段階で、全国での全数報告を中止するが、地域未発生期、地域発生早期の場合は、地域感染期に入るまでの間、保健所は引き続き実施する。

② 患者発生サーベイランス

定点医療機関（小児科定点 6カ所、内科定点 5カ所）は、インフルエンザと診断した患者について、保健所に一週間（月曜日から日曜日）ごとに報告する。

③ 積極的疫学調査

保健所は特に国内発生早期において、全数把握した症例について、国が行う積極的疫学調査等に協力する。

④ 新型インフルエンザによる死亡・重症患者の状況

国、県の手続きに従い、入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合や、死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合、新型インフルエンザによる一定程度以上（人工呼吸器の装着等）の重症患者が発生した場合には、速やかに保健所は、医療機関から提出された情報を厚生労働省へ報告する。なお、死亡者数等が数百人以上に達するなど、速やかな報告の意義が低下した場合には報告を中止する。

(2)-4 国内感染期

【取組概要】

- 全数把握の中止
- 死亡・重症者の情報収集の継続
- 国内の発生状況把握、対策実施

1) サーベイランスへの協力

- ① 保健所は、県の判断に基づき、患者発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、入院患者及び死亡者に限定して情報を収集する。また、各種サーベイランスに協力する。
- ② 保健所は、国から情報提供される国内の発生状況を把握する。
- ③ 保健所は、国と連携し、必要な対策を実施する。

(2)-5 小康期

1) 情報収集

- ①保健所は、新型インフルエンザ等の発生状況及び対策等について国内外の情報を収集する。

2) サーベイランスへの協力

- ①通常のサーベイランスを継続する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 未発生期

【取組概要】

- 情報収集及び情報提供体制整備
- コールセンター等の設置準備
- 関係機関との情報共有体制整備

1) 体制整備等

- ① 本市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、本市は、国及び県からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。
- ③ 本市は、発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。
- ④ 本市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

(3)-2 海外発生期

【行動概要】

- コールセンター等の設置
- 市民及び関係機関への情報提供

1) コールセンター等の体制

本市は国及び県からの要請に基づいて、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置する。また、対応は、国から配布される Q&A による。

2) 情報提供方法

本市は、国及び県が発信する情報入手し、次のような情報を市民及び関係機関へ適切な時期に適切な情報が提供できるよう努める。また、外国人や視覚障がい者等の情報弱者へは、受取手に応じた情報提供を行う。

- a. 厚生労働省が発信する新型インフルエンザ等の診断・治療に係る情報の医療関係者への提供
- b. 帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報提供

(3)-3 国内発生早期／国内感染期

【取組概要】

- コールセンター等の体制強化、提供情報内容の充実
- 記者発表時の関係機関等との情報共有・事前検討

1) コールセンター等の体制充実・強化

- ① コールセンター等を民間業者へ委託するなど、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。なお、対応は、国から配付される Q&A の改訂版等による。
- ② 本市は、国及び県が発信する情報に加え、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や市内で今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

2) 情報提供方法

本市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

(3)-4 小康期

1) コールセンター等の体制の縮小

本市は、状況を見ながら国及び県からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止に関する措置

(4)-1 未発生期

【取組概要】

- 基本的な感染予防対策の普及、職場における感染防止対策周知準備
- 防疫措置・疫学調査等についての関係機関との連携強化
- 感染症に関する基礎的知識の習得、感染症法における保健所の役割認識
- 患者の特定及び医療機関への搬送体制整備
- 接触者健診・健康観察のための体制整備

1) 感染対策の実施

- ① 本市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避け

る等の基本的な感染対策の普及を図る。

- ② 市内での感染拡大をできる限り抑えるために、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

2) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

本市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。

3) 新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得と衛生資器材の確保

- ① 新型インフルエンザ等感染症に関する基礎的知識の習得と感染症法における保健所の役割を認識する。
- ② 新型インフルエンザ等感染症発生時の疫学調査、患者移送に必要な資器材を確保する。

4) 搬送体制の整備

保健所は、医療機関での診察、地方衛生研究所等による検査により、速やかに患者を特定し、円滑に医療機関等に搬送できる体制を整備する。

5) 健康観察のための体制整備

保健所は、国及び県と協力し、感染症法における接触者健診や健康観察のための体制整備を行う。

(4)-2 海外発生期

【取組概要】

- 基本的感染予防対策の実践要請
- 帰国者・接触者相談センターの周知
- 患者・濃厚接触者への対応準備

1) 感染対策の実施

- ① 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を個人、地域、職場に対し実践するよう促す。
- ② 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

2) 濃厚接触者対策

- ① 保健所は、国及び県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- ② 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

(4)-3 国内発生早期

【取組概要】

- 感染症法に基づく入院措置、濃厚接触者の特定
- 濃厚接触者に対する感染防止対策協力依頼
- 学校保健安全法に基づく学校の臨時休業検討
- 入院措置中止後の自宅待機要請
- 基本的な感染対策実践要請
- 事業所従業員の健康管理・受診勧奨、公共交通機関利用者の感染対策
- 病院、高齢者施設等における感染対策の強化促進

1) 患者対策

保健所は国と連携し、地域発生期となった場合において、患者数が少なく、すべての患者（擬似患者を含む）の感染経路を疫学調査ができる状況では、感染症法 19 条または 46 条の規定に基づき、入院措置を行い、感染症指定医療機関において適切な治療を行う。

2) 濃厚接触者対策

① 保健所は、感染経路を把握することができる患者数の場合、感染症法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）を特定する。

② 保健所は、感染症法に基づき、患者の同居者等の濃厚接触者に対し、感染症法第 44 条の 3 又は第 50 条の 2 の規定に基づき、外出自粛の要請や健康観察などの感染を防止するための協力を要請する。

なお、状況に応じ、新型インフルエンザの発症を予防するために、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。（「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」参照）

また、患者が学校などに通っていた場合には、集団感染のおそれがあることから、感染症法に基づく対策以外に、学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の実施についても検討する。

③ 保健所は、新型インフルエンザ等の病原性が季節性インフルエンザと同程度であることが判明した場合等、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要性がないことが明らかになった場合には、感染症法に基づく外出自粛要請、健康観察などの特別の対策を速やかに停止する。

④ 保健所は、感染症法に基づく入院措置等を中止した後、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び濃厚接触者に対して自宅待機を求めることを検討する。（＜患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安＞を参照）

【参考】

※＜患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安＞

a 患者の自宅待機期間の目安

(ア) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時の患者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。

▶ 患者の自宅待機期間の目安は、「発症した日の翌日から7日を経過するまでまたは解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。

(イ) 患者の自宅待機期間については、実際に新型インフルエンザ等が発生した後に得られた知見等を基にして、必要に応じて、厚生労働省が当初の目安を修正して示す。

b 濃厚接触者の自宅待機期間の目安

(ア) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時に、患者の同居者等の濃厚接触者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。自宅待機期間の目安は、「患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで」とする。

(イ) 濃厚接触者の自宅待機期間については、実際に新型インフルエンザ等が発生した後に得られた知見等を基にして、必要に応じて、厚生労働省が目安を修正して示す。

▶ 患者数が増大するにつれて、濃厚接触者の自宅待機を厳格に求めることは国民生活及び国民経済の安定の確保に悪影響を及ぼす度合いが高まることから、状況に応じ、自宅待機の期間を緩和する。

▶ 自宅待機期間は、対策の効果と社会経済への影響のバランスを考慮し、多くの患者の感染力が消失するまでの期間を目安とする。ただし、病原性が高いと想定される場合にはより慎重に設定する。医学的ハイリスク者に接する可能性がある者の自宅待機期間については、さらに慎重に設定する。

3) 感染対策実施の要請

保健所は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- a. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう要請する。
- b. 事業所に対し、職場における感染対策に加え、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- c. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- d. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- e. 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう促す。

4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

長崎県が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県は必要に応じ次の措置を講じる。

- a. 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- b. 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- c. 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。

(4)-4 国内感染期

【取組概要】

- 基本的な感染対策実践
- 事業所従業員の健康管理・受診勧奨、公共交通機関利用者の感染対策
- 病院、高齢者施設等における感染対策の強化促進
- 患者・濃厚接触者に対する自宅待機の依頼検討
- 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与中止調整

1) 市内でのまん延防止対策

保健所は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を引き続き行う。

- a. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう要請する。
- b. 事業所に対し、職場における感染対策に加え、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- c. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- d. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- e. 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう促す。

2) 濃厚接触者対策

- ① 保健所は、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。
- ② 保健所は、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び患者の同居者に対して自宅待機を求めることを検討する。（＜患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安＞を参照）

3) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与見合わせ

保健所は、地域感染期となった場合において、患者の治療を優先するため、県が医療

機関に対し患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するときに連携する。

4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

長崎県が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県は必要に応じ次の措置を講じる。

- a. 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- b. 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- c. 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。

(4)-5 小康期

- 1) 市民に対する感染防止対策の継続を周知する。

(4-2) 予防接種

(4-2)-1 未発生期

I. 特定接種

1) 特定接種の位置づけ

特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。

2) 特定接種の準備

- ① 本市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ② 本市は第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- ③ 本市は、業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力する。
- ④ 登録事業者が、厚生労働省へ登録申請する際に必要に応じて協力する。
- ⑤ 本市は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- ⑥ 特定接種の対象となり得る本市職員について、特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。
- ⑦ 本市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

II. 住民接種

1) 住民接種の位置づけ

- ① 住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。
- ② 実施主体である本市が接種を実施する対象者は、本市の区域内に居住する者を原則

とする。

2) 住民接種の準備

① 住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により行う。また、国、県及び医師会等の協力を得ながら、以下の事項について、市内に居住する者に対し、速やかに接種することができるよう、未発生期からの体制構築を図る。

- i 接種会場の確保
- ii 接種従事者の体制作り
- iii ワクチン供給量のシミュレーション
- iv 接種に要する資材確保
- v 周知、広報

② 本市は、国及び県の支援のもと、居住する市町以外の自治体における接種を可能にするよう努める。

(4-2)-2 海外発生期

1) 特定接種の実施

- ① 本市は国と連携し、当該業務に携わる本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ② 本市は国、県と連携し、登録事業者の接種に協力する。

2) 特定接種の広報・相談

本市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(4-2)-3 国内発生早期

緊急事態宣言がされていない場合	緊急事態宣言がされている場合
<p>1) 住民接種の実施</p> <p>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、本市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。</p> <p>2) 住民接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none">① 本市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。② 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、本市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を奨励し、	<p>1) 住民接種の実施</p> <p>本市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> <p>2) 住民接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none">① 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時の懸案事項として、新型インフルエンザへの不安、ワクチン需給状況、臨時的な接種体制における混乱などが考えられるため、接種の目的、意義、

<p>必要な情報を積極的に提供する。</p> <p>3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 予防接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>	<p>優先の理由、冷静な対応などについて 分かりやすく伝える。</p> <p>② 本市は、実施主体として、具体的な 接種スケジュールや接種の実施場所・ 方法、相談窓口（コールセンター等） の連絡先等の周知を行う。</p> <p>3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 予防接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>
---	---

※住民接種の際の留意点（共通事項）

- ① 本市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ② 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により接種会場における感染対策を図る。
- ③ 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である本市の判断により、通院中の医療機関において接種することも可とする。
- ④ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ⑤ ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として 100 人以上を単位として接種体制を構築する。
- ⑥ 1 ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも可とする。
- ⑦ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も可とする。
- ⑧ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

(4-2)-4 国内感染期

緊急事態宣言がされていない場合	緊急事態宣言がされている場合
<p>1) 住民接種の実施 パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、本市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。</p> <p>2) 住民接種の広報・相談 ① 本市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。 ② 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、本市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。</p> <p>3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 予防接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>	<p>1) 住民接種の実施 本市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> <p>2) 住民接種の広報・相談 ① 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時の懸案事項として、新型インフルエンザへの不安、ワクチン需給状況、臨時的な接種体制における混乱などが考えられるため、接種の目的、意義、優先の理由、冷静な対応などについて分かりやすく伝える。 ② 本市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。</p> <p>3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 予防接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>

※住民接種の際の留意点（共通事項）については、国内発生早期を参照。

(4-2)-5 小康期

緊急事態宣言がされていない場合	緊急事態宣言がされている場合
<p>1) 住民接種の実施 本市は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。</p> <p>2) 住民接種の広報・相談</p>	<p>1) 住民接種の実施 本市は流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。</p> <p>2) 住民接種の広報・相談</p>

<p>① 本市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。</p> <p>② 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、本市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。</p> <p>3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 予防接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>	<p>① 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時の懸案事項として、新型インフルエンザへの不安、ワクチン需給状況、臨時的な接種体制における混乱などが考えられるため、接種の目的、意義、優先の理由、冷静な対応などについて分かりやすく伝える。</p> <p>② 本市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。</p> <p>3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 予防接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>
--	--

※住民接種の際の留意点（共通事項）については、国内発生早期を参照。

(5) 医 療

(5)-1 未発生期

取 組 概 要	県 保健所 医療機関	○患者発生時の入院病床数の確認 ○患者発生時の入院病床数、受入（非受入）医療機関等の確認 ○医療機関への準備・受入・訓練要請、医療機関の資機材整備支援 ○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター設置準備 ○患者発生時の受け入れ準備、診療継続計画作成、資機材等整備
------------------	----------------------	--

行動計画

業務区分	実施主体	内容
医療資源把握	保健所	(新型インフルエンザ患者診療（入院）の考え方) ①近隣で未発生→疑似症患者は帰国者・接触者外来受診 ②近隣で発生→感染症指定医療機関等に入院措置 ③近隣で増加→一般医療機関で診療、重症者のみ入院 (軽症者は在宅療養) ④近隣満床→県臨時医療機関設置 (新型インフルエンザに係る入院医療機関) ○感染症指定医療機関 ○新型インフルエンザ患者入院協力医療機関
	保健所	○国内発生早期の入院措置用の入院可能病床数把握 国内初発例を確認してから地域発生早期期までは、患者の病状の程度に関わらず、感染症法第19条又は第46条に基づく入院措置等の対象となるため、保健所は当該患者の入院可能病床数を事前に把握する。
	長崎県	○患者増加時の入院可能病床数把握 県は、入院治療が必要な患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む）等の把握を行う（保健所はこれに協力する）。
	保健所	○国内感染期の重症患者使用可能病床数を決定 保健所は、医療機関の入院可能病床試算を基に、あらかじめ地域感染期以降に重症者の入院のために使用可能な病床（病院）を決定し、対策立案の基礎資料とする。また、患者数が大幅に増加した場合に対応できるよう、重症患者は入院、軽症者は在宅に振り分けることができるよう医療体制の確保を図る。 ○通常機能維持（がん等）のための非診療医療機関設定 保健所は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
医療機関の 受入準備	保健所	○公的病院等への優先受入体制整備要請 保健所は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関を含む医療機関又は公的医療機関等(独立行政法人国立病院機構の病院、日赤病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、大学附属病院、公立病院、済生会病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。 ○診療継続計画作成要請（全医療機関） 保健所は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

業務区分	実施主体	内容
医療機関の 受入準備	保健所	<p>○患者発生時感染対策準備要請</p> <p>保健所は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、个人防护服の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。</p> <p>○医療機関の資機材把握と整備支援</p> <p>保健所は、医療機関において国内感染期に必要な医療資機材（个人防护具、人工呼吸器等）の準備状況を把握し、その整備、備蓄について支援を行う。</p> <p>○医療機関に対する患者受け入れ研修・訓練実施要請</p> <p>保健所は、国内感染期以降は、全ての医療従事者が新型インフルエンザ等の診療に従事することを想定し、各医療機関に対して研修・訓練を実施するよう要請する。</p> <p>○患者発生時の帰国者・接触者外来新設許可準備</p> <p>帰国者・接触者外来を医療機関以外の場所（医療機関の屋外や公共施設）に設置するため、診療所が新たに開設される場合の手続きについては、開設者が、保健所に帰国者・接触者外来の設置許可申請書の提出を事前に行い、事態発生時には届出をもって直ちに許可を与える。</p> <p>○患者搬送体制の確立</p> <p>保健所は消防機関等の関係機関と協力して、次の患者の移送を行う。 a.感染症法第21条に基づき、感染症法第19条に基づく入院対象となった新型インフルエンザの患者 b.感染症法第46条に基づく入院対象となった新感染症患者</p> <p>○社会福祉施設等に入所する患者への医療提供方法の検討</p> <p>保健所は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p>
帰国者・接触者 外来 帰国者・接触者相 談センター	保健所	<p>○患者発生時感染対策準備</p> <p>一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、个人防护具の準備などの感染対策等を進める。</p> <p>○新型インフルエンザ患者入院可能病床数を試算</p> <p>新型インフルエンザ等の入院に備え、医療機器等は、病床利用率や診療継続計画に基づき入院可能病床数（定員超過入院等を含む）を試算しておく。</p> <p>○診療継続計画作成（全医療機関）</p> <p>全ての医療機関は、医療機関の特性や規模に応じて診療継続計画を作成する。</p> <p>○患者発生時の帰国者・接触者外来新設届出準備</p> <p>帰国者・接触者外来を医療機関以外の場所（医療機関の屋外や公共施設）に設置するため、診療所が新たに開設される場合の手続きについては、開設者が、保健所に帰国者・接触者外来の設置許可申請書の提出を事前に行い、事態発生時には届出をもって直ちに許可を受ける。</p> <p>○患者受け入れ研修・訓練実施</p> <p>国内感染期以降は、全ての医療従事者が新型インフルエンザ等の診療に従事することを想定し、各医療機関は研修・訓練を実施する。</p> <p>○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置準備</p> <p>保健所は、国からの要請を受け、医師会と連携して、帰国者・接触者外来の設置準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備を行う。 また、並行して、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。</p>

(5)-2 海外発生期

取 組 概 要	保健所 感染症指定医療機関等 全医療機関	○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置、調整 ○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの趣旨周知 ○疑似患者検体の PCR 検査 ○積極的疫学調査・健康診断・感染防止協力要請・入院措置 ○抗インフルエンザウイルス薬の予防投与調整 ○帰国者・接触者外来の設置 ○院内感染対策、診療体制整備、抗インフルエンザウイルス薬の予 防投与
------------------	----------------------------	--

行動計画

業務区分	実施主体	内容
帰国者・接触者外 来	保健所 感染症指定医 療機関等 全医療機関	<p>○帰国者・接触者外来の設置依頼</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、感染症指定医療機関等に帰国者・接触者外来の設置を依頼する。</p> <p>○帰国者・接触者外来への支援</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">帰国者・接触者外来の運営を支援するため、感染対策資器材の調達、人材の配分、及び抗インフルエンザウイルス薬の確保等に協力する。</p> <p>○帰国者・接触者外来の設置</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">帰国者・接触者外来を設置した医療機関は、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡する。</p> <p>○院内感染対策、診療体制整備</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。</p>
帰国者・接触者相 談センター	保健所	<p>○帰国者・接触者相談センターの設置</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">帰国者・接触者外来を設置した場合、速やかに帰国者・接触者相談センターを設置する。発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p> <p>○帰国者・接触者外来との受け入れ調整</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">帰国者・接触者相談センターは、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来へと受診調整する。その際、受診するよう指導した帰国者・接触者外来の電話番号を本人またはその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">また、新型インフルエンザ等に感染している疑いがない場合（渡航歴・接触歴が無い者）は、一般の医療機関を受診するよう指導する。</p>

業務区分	実施主体	内容
広報	保健所	<p>○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの趣旨周知</p> <p>保健所は、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、まず帰国者・接触者相談センターへ電話による問い合わせること等を、インターネットや広報誌等を活用し、市民へ広く周知する。</p>
PCR 検査	保健所	<p>○疑似症患者検体の環境保健研究センターへの送付</p> <p>新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体については、亜型の同型検査目的のため、県に連絡したうえで、環境保健研究センターへ搬送する。</p> <p>(全例に対する PCR 検査等の実施期間)</p> <p>I. 検査体制が整備されてから地域発生早期の間、原則として全ての疑似症患者への PCR 検査等を実施する。</p> <p>II. 地域感染期に至った段階では、全ての疑似症患者への PCR 検査等による確定診断を中止する。なお、地域発生早期であっても、患者の増加、隣接する県における患者の発生状況等に基づき県の判断によって全ての新型インフルエンザ等患者に対する入院措置を中止した段階においては、全ての疑似症患者への PCR 検査等による確定診断を中止することがある。</p> <p>III. 病原性が低いと判断する等により必要がなくなった場合には、国の判断により、全ての疑似症患者への PCR 検査等による確定診断を中止する。</p>
入院措置	保健所	<p>○感染症法に基づく積極的疫学調査等の実施</p> <p>保健所は、新型インフルエンザ等に感染していると疑うに足りる正当な理由があると認めた場合、当該者に対して、感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査、第 17 条若しくは第 45 条の規定に基づく健康調査または第 44 条の 3 若しくは第 50 条の 2 の規定に基づく感染を防止するための協力要請を実施する。</p> <p>○感染症法に基づく入院措置</p> <p>保健所は、PCR 検査の結果が陽性的場合、その結果を当該者に連絡し、感染症法第 26 条で準用する第 19 条又は第 46 条の規定に基づき、感染症指定医療機関等への入院措置を実施する。</p>
抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	<p>保健所</p> <p>医療機関</p>	<p>○抗インフルエンザウイルス薬の予防投与要請</p> <p>保健所は県と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬の予防投与実施</p> <p>医療機関は、保健所からの要請を受け、患者の同居者、医療従事者または、救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</p>

(5)-3 国内発生早期

取 組 概 要	保健所 ○患者数等把握、診療体制変更 ○PCR検査、入院措置の実施（疫学的追跡が可能な段階まで） ○抗インフルエンザウイルス薬の投与調整 医療機関 ○患者受け入れ、抗インフルエンザウイルス薬予防投与の実施
------------------	---

行動計画

業務区分	実施主体	内容
帰国者・接触者 外来	保健所	○患者数・患者分布把握、国内感染相当の判断、体制変更 原則として、発生段階が地域感染期に至った場合には、国からの指示により帰国者・接触者外来は中止するが、地域における発生段階が地域感染期に至らない段階であっても、以下のように、帰国者・接触者外来の意義が低下した場合には、保健所の判断により、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療媒体制に切り替える。 i 帰国者・接触者外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、帰国者・接触者外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合。 ii 帰国者・接触者外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合。 iii 国内感染期において、地域発生早期までの段階の地域ではあるが、隣接する県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合。
	医療機関	○診療体制の継続・実施 帰国者・接触者外来における診療体制を引き続き継続する。 患者等が増加してきた場合は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。
帰国者・接触者 相談センター	保健所	○帰国者・接触者相談センターの継続 保健所は、引き続き帰国者・接触者相談センターを設置し、感染者の早期確認と適切な情報提供等に努める。
広報	保健所	○引き続き、適切な情報提供に努める。 患者の発生状況、対応体制、感染予防対策など、必要に応じて、適切な時期に、適切な情報提供を行うよう努める。
PCR検査	保健所	○PCR検査等の確定診断実施 PCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。 患者数の増加等に基づき全ての新型インフルエンザ等患者に対する入院措置を中止した段階においては、地域発生早期であっても、全ての疑似症患者へのPCR検査等による確定診断を中止することもある。
入院措置	保健所	○入院措置の実施 保健所は国と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 地域における発生段階が地域感染期に至らない段階であっても、保健所の判断により、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（通常感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える際に、感染症法に基づく入院措置も中止する。なお、病原性が低いと判明する等により、新型インフルエンザ等患者すべてを入院させて治療することの必要性がなくなった場合には、国の判断により、感染症法に基づく入院措置を中止する。

(5)-4 国内感染期

取 組 概 要	保健所 県 全医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの中止調整 ○重症者限定措置、FAX 処方調整 ○医療機関の勤務状況・資機材在庫等の把握による供給調整 ○PCR 検査、入院措置の中止 ○臨時の医療施設の設置 ○新型インフルエンザ等患者の診療
------------------	-------------------	---

行動計画

業務区分	実施主体	内容
帰国者・接触者 外来 ⇒ 一般医療機関	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者外来の中止要請 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>保健所は、国からの要請を受け、帰国者・接触者外来を中止するよう依頼する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療は、原則として一般の医療機関において行うこととなるため、医師会と連携しながら調整して、市内における新型インフルエンザ等患者の診療体制を確保する。</p> </div> ○入院患者の重症者限定措置の医療機関への要請 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>保健所は、国からの要請を受け、入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、医療機関に周知する。また、保健所は、重症患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握やその情報提供に努める。</p> </div> ○FAX 処方要領の医療機関への通知 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>保健所は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関へ周知する。</p> </div> ○医療機関の従業員勤務状況・医療資器材等の把握、供給調整 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>保健所は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。</p> </div>
	全医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等患者の診療 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。その際、通常の院内感染対策に加え、新型インフルエンザ等患者とその他の患者とを可能な限り時間的・空間的に分離するなどの対策を行う。 また、入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者は在宅療養とする。</p> </div>

業務区分	実施主体	内容
帰国者・接触者相談センター	保健所	○帰国者・接触者相談センターの中止 保健所は、国からの要請を受け、帰国者・接触者相談センターを中止する。
広報	保健所	○各医療機関の診療時間の周知 保健所は、市内における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、医師会と連携しながら調整して確保する際、医療機関の診療時間を取りまとめるなどして、市民への周知を図る。
PCR 検査	保健所	○PCR 検査等による確定診断の中止 保健所は、地域感染期に至った段階では、全ての疑似症患者への PCR 検査等による確定診断を中止する。 また、病原体定点医療機関の検体を用いたサーベイランスのための PCR 検査は、時期にかかわらず実施する。
入院措置	保健所	○感染症法に基づく入院措置の中止 保健所は、感染症法に基づく患者の入院措置を中止する。
(緊急事態宣言がされている場合の措置)		
臨時の医療施設	県	○臨時の医療施設の設置 本市は、区域内の医療機関が不足した場合の患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設設置に協力する。

(5)-5 小康期

取組概要	保健所、全医療機関 保健所	○新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 ○緊急事態宣言がされている場合、必要に応じ県と調整のうえ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。
------	------------------	---

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

(6)-1 未発生期

【取組概要】

- 要支援者の把握・要支援者リスト作成、生活支援等の体制整備準備
- 市業務継続計画の策定
- 火葬能力・遺体の一時安置施設数の調査、火葬及び埋葬体制整備
- 火葬の適切な実施、個別の埋火葬に係る対応
- 対策実施に必要な物資等の確保

1) 要支援者への生活支援

- ① 本市は、高齢者、障がい者等の要支援者を把握するとともに、本市の避難行動要支援者リスト等を参考に、状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要支援者リストを作成する。
- ② 本市は、地域感染期における高齢者、障がい者等の要支援者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し具体的な対応が図れるよう支援体制の整備を進める。
- ③ 本市は、新型インフルエンザ等発生時の要支援者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- ④ 本市は、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるように、市自らの業務継続計画を策定する。

2) 火葬能力等の把握

- ① 本市は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。
- ② 本市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。

3) 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等する。

(6)-2 海外発生期

【取組概要】

- 新型インフルエンザ等発生の要支援者・協力者への連絡
- 臨時遺体安置所の確保準備
- 遺体の保存作業人員等の確保準備

1) 要支援者対策

新型インフルエンザ等の発生後、本市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要支援者や協力者へ連絡する。

2) 遺体の火葬・安置

本市は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

(6)-3 国内発生早期

【行動概要】

- 在宅療養患者に対する支援
- 火葬及び遺体の搬送に必要な物品の配付調整
- 水の安定的かつ適切な供給措置
- 生活関連物資等の価格高騰・買占め売惜しみの調査・監視、供給の確保要請

1) 要支援者対策

- ① 本市は、特に地域で発生した場合など、特に必要がある場合には、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ② 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、本市は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

2) 遺体の火葬・安置

本市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

1) 水の安定供給

本市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2) 生活関連物資等の価格の安定

本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6)-4 国内感染期

【取組概要】

- 在宅療養患者に対する支援
- 円滑な火葬の実施
- 臨時遺体安置所の確保、遺体の保存作業人員確保
- 遺体の搬送業者等の感染防止のための物資確保
- 臨時遺体安置所の拡充措置
- 水の安定的かつ適切な供給措置
- 生活関連物資等の価格高騰・買占め売惜しみの調査・監視、供給の確保要請

1) 要支援者対策

- ① 本市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ② 本市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

2) 遺体の火葬・安置

- ① 本市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、本市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。本市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ② 本市は県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。

- ③ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町及び近隣各県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施することとなっているため、本市はこれと連携する。
- ④ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、本市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

1) 水の安定供給

本市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2) 生活関連物資等の価格の安定

① 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して適切な措置を講ずる。

3) 遺体の火葬・安置

① 本市は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け対応する。

② 本市は、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、臨時遺体安置所を直ちに確保する旨の要請を受け対応する。

- ③ 特定市町村（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する区域内にある市町村）は、特定都道府県（当該特定市町村の属する都道府県）が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、特定都道府県が行うこととなっている下記の事務の一部を行うこととなっているため、本市はこれに対応する。
- a. 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
 - b. その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、本市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

4) 要支援者対策

本市は、国から在宅の高齢者、障がい者等の要支援者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け対応する。

(6)-5 小康期

1) 要支援者対策

本市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

本市は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

